様式第 14

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

（単位　円）

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務				
合　　計				

（記載上の注意）

1　「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 条）第 14 条第３号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。

2　第 15 条第３項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1)　二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営業費	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人件費比

(2)　各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は 3.4 キロヘルツ、符号品目は 64 キロビットを１回線として換算する。）又は取扱量比

3　基礎的電気通信役務以外の電気通信役務については、電報についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記２の基準に準じて算定すること。

4　「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

5　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。